

財務状況把握の結果概要

近畿財務局神戸財務事務所

(対象年度: 令和6年度)

◆対象団体

都道府県名	団体名
兵庫県	丹波篠山市

◆基本情報

財政力指数	0.42	標準財政規模(百万円)	13,966
住民基本台帳人口(人)	39,095	職員数(人)	453
面積(Km ²)	377.59	人口千人当たり職員数(人)	11.6

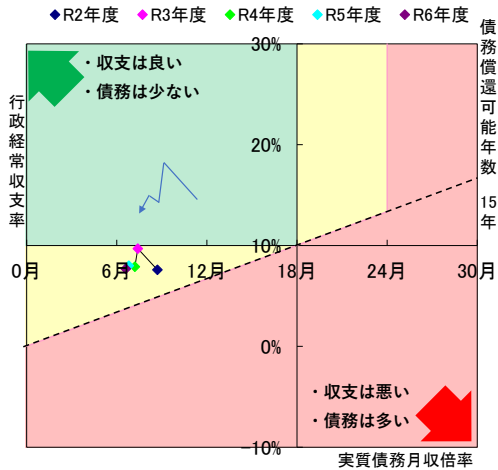
◆国勢調査情報

(単位: 人)

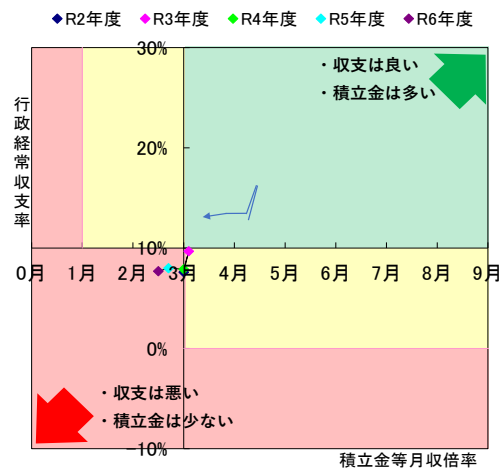
調査年	総人口	年齢別人口構成				産業別人口構成							
		年少人口 (15歳未満)	構成比	生産年齢人口 (15歳～64歳)	構成比	老年人口 (65歳以上)	構成比	第一次産業 就業人口	構成比	第二次産業 就業人口	構成比	第三次産業 就業人口	構成比
H22年	43,263	5,398	12.5%	25,493	59.0%	12,346	28.6%	2,590	12.7%	5,610	27.6%	12,122	59.6%
H27年	41,490	4,890	11.9%	22,896	55.6%	13,420	32.6%	2,454	12.1%	5,464	26.8%	12,446	61.1%
R2年	39,611	4,546	11.5%	20,949	52.9%	14,116	35.6%	2,404	11.4%	5,778	27.4%	12,901	61.2%
R2年	全国平均		11.9%		59.5%		28.6%		3.2%		23.4%		73.4%
	兵庫県平均		12.2%		58.5%		29.3%		1.8%		24.8%		73.4%

◆ヒアリング等の結果概要

債務償還能力



資金繰り状況



債務高水準		積立低水準	✓	収支低水準		該当なし	
【要因】		【要因】		【要因】			
建設債		建設投資目的の取崩し		地方税の減少			
実質的な債務	債務負担行為に基づく支出予定額	資金繰り目的の取崩し	✓	人件費の増加			
	公営企業会計等の資金不足額	積立原資が低水準		物件費の増加			
	土地開発公社に係る普通会計の負担見込額	その他		扶助費の増加			
	第三セクター等に係る普通会計の負担見込額			補助費等・繰出金の増加			
その他				その他			
その他							

◆財務指標の経年推移

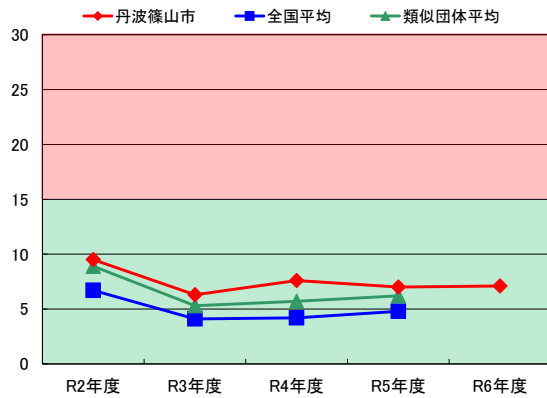
<財務指標>

類似団体区分
都市 I-1

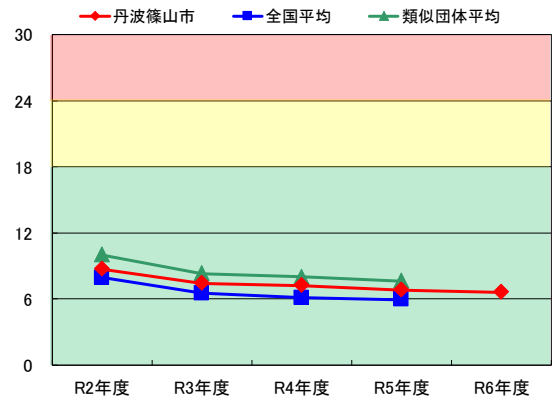
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	類似団体 平均値	全国 平均値	(参考) 兵庫県 平均値
債務償還可能年数	9.5年	6.3年	7.6年	7.0年	7.1年	6.2年	4.8年	5.6年
実質債務月収倍率	8.7月	7.4月	7.2月	6.8月	6.6月	7.6月	5.9月	7.5月
積立金等月収倍率	3.0月	3.1月	3.0月	2.7月	2.5月	6.7月	7.7月	5.6月
行政経常収支率	7.6%	9.7%	7.9%	8.0%	7.7%	11.2%	12.5%	12.1%

※平均値は、いずれもR5年度

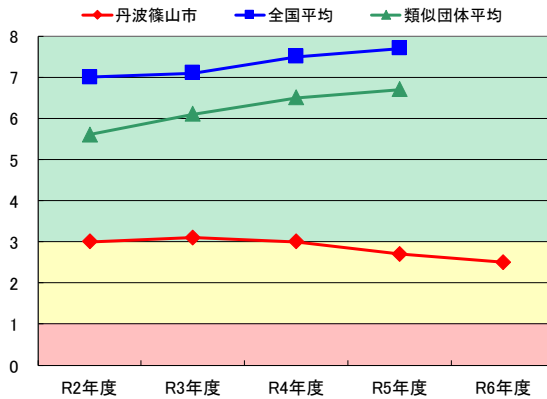
債務償還可能年数5か年推移 (単位:年)



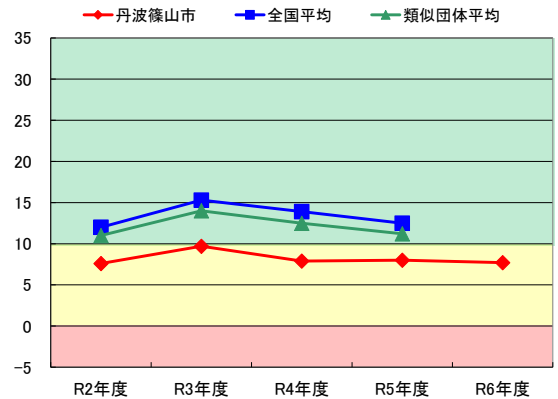
実質債務月収倍率5か年推移 (単位:月)



積立金等月収倍率5か年推移 (単位:月)



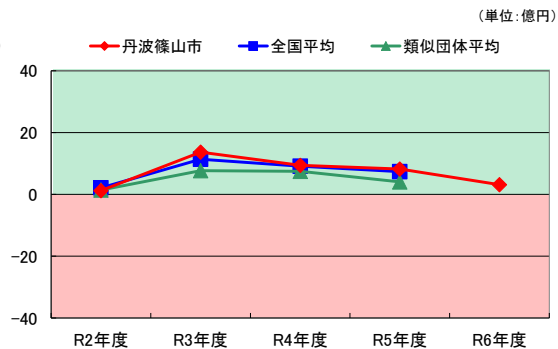
行政経常収支率5か年推移 (単位:%)



<参考指標>

健全化判断比率	丹波篠山市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	12.86%	20.00%
連結実質赤字比率	-	17.86%	30.00%
実質公債費比率	14.9%	25.0%	35.0%
将来負担比率	59.3%	350.0%	-

基礎的財政収支(プライマリー・バランス)5か年推移



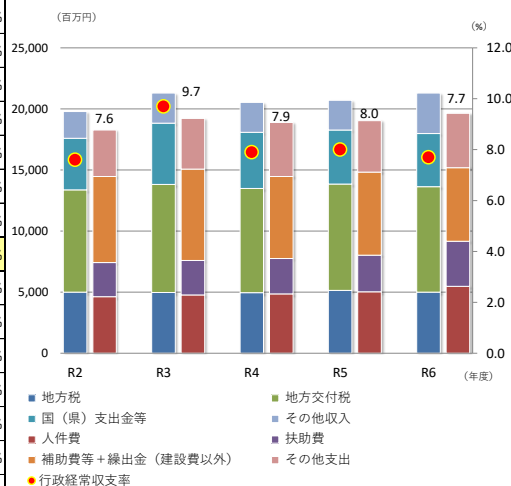
※ 基礎的財政収支 = [歳入 - (地方債 + 繰越金 + 基金取崩)] - [歳出 - (公債費 + 基金積立)]
 ※ 基金は財政調整基金及び減債基金 (基金積立には決算剰余金処分による積立額を含まない。)

※1. 各項目の平均値は小数点第2位で四捨五入したものである。
 ※2. グラフ中の「類似団体平均」の類似区分については、R5年度における類型区分である。
 ※3. 各項目の平均値は、各団体のR5年度計数を単純平均したものである。
 ※4. 債務償還可能年数について、分子(実質債務)が0以下となる場合は「0.0年」を表示する。分子(実質債務)が0より大きく、かつ分母(行政経常収支)が0以下となる場合は空白で表示する。
 ※5. 債務償還可能年数における平均値の算出について、分子(実質債務)がマイナスの場合は「0(年)」として単純平均している。
 また、分母(行政経常収支)がマイナスの場合は集計対象から除外とするが、分子(実質債務)及び分母(行政経常収支)が共にマイナスの場合は「0(年)」として単純平均している。
 なお、債務償還可能年数が100年以上の団体は集計対象から除外している。
 ※6. 実質債務月収倍率における平均値の算出について、分子(実質債務)がマイナスの場合は「0(月)」として単純平均している。

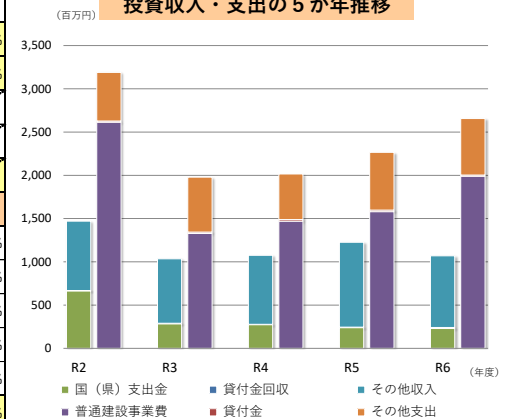
◆行政キャッシュフロー計算書

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	構成比	(百万円)	
							類似団体平均値 (R5年度)	構成比
■行政活動の部■								
地方税	4,995	4,969	4,961	5,140	5,000	23.5%	3,884	21.5%
地方譲与税・交付金	1,386	1,627	1,541	1,558	1,836	8.6%	1,172	6.5%
地方交付税	8,373	8,848	8,529	8,716	8,827	40.5%	7,679	42.6%
国(県)支出金等	4,225	5,016	4,595	4,411	4,357	20.5%	4,256	23.6%
分担金及び負担金・寄附金	128	124	147	155	743	3.5%	547	3.0%
使用料・手数料	547	567	617	606	598	2.8%	305	1.7%
事業等収入	136	149	139	124	139	0.7%	185	1.0%
行政経常収入	19,789	21,300	20,528	20,710	21,300	100.0%	18,028	100.0%
人件費	4,623	4,771	4,864	5,028	5,477	25.7%	3,344	18.6%
物件費	3,446	3,816	4,058	3,864	4,190	19.7%	3,269	18.1%
維持補修費	228	230	273	245	170	0.8%	316	1.8%
扶助費	2,802	2,830	2,884	2,997	3,893	17.3%	3,868	21.5%
補助費等	5,168	5,546	4,822	4,860	3,977	18.7%	3,308	18.4%
繰出金(建設費以外)	1,882	1,922	1,895	1,946	2,041	9.6%	1,760	9.8%
支払利息	130	114	101	93	92	0.4%	72	0.4%
(うち一時借入金利息)	(0)	(-)	(0)	(-)	(0)		(0)	
行政経常支出	18,279	19,230	18,896	19,033	19,640	92.3%	15,938	88.4%
行政経常収支	1,510	2,069	1,632	1,677	1,660		2,091	11.6%
特別収入	4,314	148	170	120	168		307	
特別支出	4,112	20	20	30	17		255	
行政収支(A)	1,713	2,198	1,782	1,768	1,811		2,143	
■投資活動の部■								
国(県)支出金	665	284	273	238	230	21.5%	670	26.2%
分担金及び負担金・寄附金	242	192	272	323	9	0.9%	766	30.0%
財産売却収入	22	44	25	52	15	1.4%	41	1.6%
貸付金回収	4	6	5	8	11	1.0%	184	7.2%
基金取崩	538	509	501	607	804	75.2%	894	35.0%
投資収入	1,471	1,034	1,076	1,227	1,069	100.0%	2,555	100.0%
普通建設事業費	2,613	1,328	1,470	1,579	1,988	186.1%	2,892	113.2%
繰出金(建設費)	-	-	4	-	-	0.0%	11	0.4%
投資及び出資金	176	205	104	230	-	0.0%	141	5.5%
貸付金	14	16	19	20	14	1.3%	186	7.3%
基金積立	387	431	419	436	655	61.3%	1,132	44.3%
投資支出	3,190	1,980	2,016	2,266	2,657	248.7%	4,362	170.7%
投資収支	▲1,719	▲946	▲940	▲1,039	▲1,589	▲148.7%	▲1,807	▲70.7%
■財務活動の部■								
地方債	2,221	1,286	944	948	1,458	100.0%	1,971	100.0%
(うち臨財債等)	(578)	(704)	(190)	(87)	(37)		(60)	
翌年度繰上充用金	-	-	-	-	-	0.0%	-	0.0%
財務収入	2,221	1,286	944	948	1,458	100.0%	1,971	100.0%
元金償還額	1,853	1,973	2,006	1,970	1,753	120.3%	2,347	119.1%
(うち臨財債等)	(839)	(883)	(898)	(881)	(818)		(653)	
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-	0.0%	1	0.1%
財務支出(B)	1,853	1,973	2,006	1,970	1,753	120.3%	2,349	119.2%
財務収支	368	▲687	▲1,062	▲1,022	▲296	▲20.3%	▲378	▲19.2%
収支合計	362	564	▲219	▲292	▲74		▲42	
償還後行政収支(A-B)	▲140	224	▲224	▲202	57		▲206	
■参考■								
実質債務	14,391	13,217	12,457	11,899	11,825		11,160	
(うち地方債現在高)	(19,450)	(18,763)	(17,701)	(16,680)	(16,384)		(20,959)	
積立金等残高	5,059	5,546	5,244	4,781	4,559		10,034	

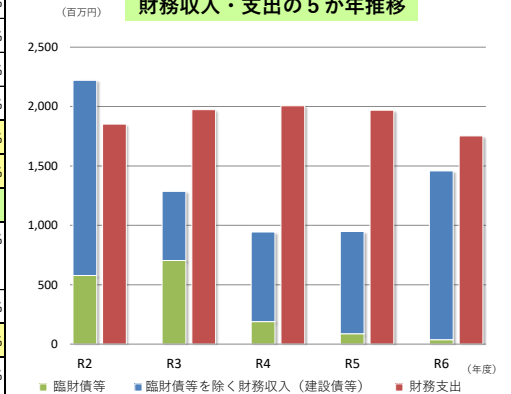
行政経常収入・支出の5か年推移



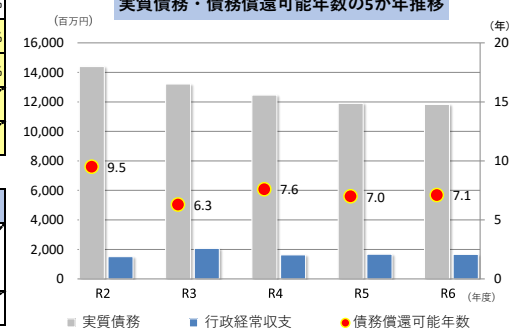
投資収入・支出の5か年推移



財務収入・支出の5か年推移



実質債務・債務償還可能年数の5か年推移



※1. 類似団体平均値は、各団体のR5年度計数を単純平均したものである。
 ※2. 寄附金を特定財源として積み立てた場合において、従来の投資活動から行政活動への活動区分の変更に伴い、令和6年度決算より投資収入から行政経常収入へ計上箇所を変更している。
 ※3. 臨時財政対策債について、「臨財債」としている。以下同様。

◆ヒアリングを踏まえた総合評価

1. 債務償還能力について

債務償還能力の評価については、債務償還可能年数及び債務償還可能年数を構成する実質債務月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面（債務の水準）及びフロー面（償還原資の獲得状況）の両面から行っている。

【診断結果】

債務償還能力は、留意すべき状況にはないと考えられる。

①ストック面（債務の水準）

債務の水準を示す実質債務月収倍率は、直近10年間のすべての年度において当方の基準値（18.0月）を下回っており、令和6年度（診断対象年度）においても6.6月と基準値を下回っていることから、債務高水準の状況にない。

②フロー面（償還原資の獲得状況（＝経常的な資金繰りの余裕度））

償還原資の獲得状況を示す行政経常収支率は、平成29年度以降、当方の基準値（10.0%）を下回っており、令和6年度においても7.7%と基準値を下回っている。

他方、同年度の債務償還可能年数が7.1年と当方の基準値（15.0年）を下回っていることから、両指標を合わせて見れば、収支低水準の状況にない。

2. 資金繰り状況について

資金繰り状況の評価については、積立金等月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面（資金繰り余力としての積立金等の水準）及びフロー面（経常的な資金繰りの余裕度）の両面から行っている。

【診断結果】

資金繰り状況は、積立金等の水準において留意すべき状況にあると考えられる。

①ストック面（資金繰り余力としての積立金等の水準）

資金繰り余力の水準を示す積立金等月収倍率は、直近10年間に於いて低下傾向にあり、令和6年度においては2.5月と当方の基準値（3.0月）を下回っている。

また、同年度の行政経常収支率は、上述のとおり当方の基準値（10.0%）を下回っていることから、両指標を合わせて見れば、積立低水準の状況にある。

②フロー面（経常的な資金繰りの余裕度）

「1. 債務償還能力について ②フロー面」に記載のとおり、収支低水準の状況にない。

●財務指標の経年推移（補正後）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	類似団体平均値 (R5年度)
債務償還可能年数	4.5年	5.8年	7.3年	7.3年	8.9年	9.5年	6.3年	7.6年	7.0年	7.1年	6.2年
実質債務月収倍率	8.9月	8.7月	8.3月	8.4月	9.2月	8.7月	7.4月	7.2月	6.8月	6.6月	7.6月
積立金等月収倍率	5.0月	4.5月	4.2月	3.6月	3.1月	3.0月	3.1月	3.0月	2.7月	2.5月	6.7月
行政経常収支率	16.6%	12.4%	9.4%	9.4%	8.6%	7.6%	9.7%	7.9%	8.0%	7.7%	11.2%

※「参考1 診断基準」のとおり、債務高水準、積立低水準、収支低水準となっている場合は、赤色で表示。
診断基準には、該当しないものの、診断基準の定義②のうち一つの指標に該当している場合は、黄色で表示。

参考1 診断基準

財務上の留意点	定義
債務高水準	①実質債務月収倍率24.0月以上 ②実質債務月収倍率18.0月以上かつ債務償還可能年数15.0年以上
積立低水準	①積立金等月収倍率1.0月未満 ②積立金等月収倍率3.0月未満かつ行政経常収支率10.0%未満
収支低水準	①行政経常収支率0.0%以下 ②行政経常収支率10.0%未満かつ債務償還可能年数15.0年以上

参考2 財務指標の算式

- 債務償還可能年数＝実質債務／行政経常収支
- 実質債務月収倍率＝実質債務／（行政経常収入／12）
- 積立金等月収倍率＝積立金等／（行政経常収入／12）
- 行政経常収支率＝行政経常収支／行政経常収入

※実質債務＝地方債現在高＋有利子負債相当額－積立金等有利子負債相当額＝債務負担行為支出予定額＋公営企業会計等資金不足額等
積立金等＝現金預金＋その他特定目的基金
現金預金＝歳計現金＋財政調整基金＋減債基金

3. 財務の健全性等に関する事項

【収支系統】収支低水準に該当していない要因

貴市では、前回診断年度である平成28年度において、合併算定替の段階的縮減等により普通交付税が減少傾向にあったものの、定員適正化計画等に基づく人件費の削減や積極的な繰上償還等による支払利息の減少により、行政経常収支率は12.4%と当方の基準値(10.0%)を上回っていたことから、収支低水準に該当していなかった。

その後、上記の合併算定替の段階的縮減や株式譲渡所得の大幅増に伴う個人住民税の一時的な増加等により、平成30年度にかけて普通交付税が減少したものの、令和元年度以降は、再算定による追加交付や臨財債振替相当額の大幅減等により普通交付税は増加している。その結果、令和6年度の普通交付税は前回診断年度と概ね同水準となっている。

そのように普通交付税が同水準となる中で、特定企業の業績悪化に伴い法人住民税は減少しており、また、支出面で、人事院勧告や会計年度任用職員に対する期末勤勉手当の支給開始等により人件費が増加しているほか、ふるさと納税寄附金に係る委託料の増加等により物件費が増加している。その結果、前回診断年度と比較して行政経常収支は減少している。

そのため、令和6年度において、行政経常収支率は7.7%まで低下し、当方の基準値を下回っているものの、債務償還可能年数が7.1年と当方の基準値(15.0年)を下回っていることから、引き続き、収支低水準に該当していない。

【積立系統】積立低水準に該当している要因

貴市では、前回診断年度において、篠山再生計画に基づく歳出の抑制により基金の取崩しが抑制された中で、地方財政法に基づき決算余剰を基金に積み立てたことなどから、積立金等月収倍率は4.5月と当方の基準値(3.0月)を上回っており、積立低水準に該当していなかった。

その後、財政調整基金について、【収支系統】に記載のある人件費や物件費の増加等により生じた収支不足を補填するため、多額に取り崩していることや、その他特定目的基金について、「ふるさと篠山に住もう帰ろう運動推進事業」や「丹波篠山国際博覧関連事業」等の財源として、地域振興基金を多額に取り崩していることなどから、積立金等残高は減少傾向にある。

そのため、令和6年度において、積立金等月収倍率は2.5月まで低下し、当方の基準値を下回っていることや、行政経常収支率が7.7%と当方の基準値(10.0%)を下回っていることから、積立低水準に該当している。

【債務系統】債務高水準に該当していない要因

貴市では、前回診断年度において、篠山再生計画に基づき投資的経費(一般財源ベース)を年間5億円を基本とするほか交付税措置のない起債をしないなど、投資的経費及び起債の抑制に努めたことや、積極的に繰上償還を行ったことなどから、実質債務月収倍率は8.7月と当方の基準値(18.0月)を下回っており、債務高水準に該当していなかった。

その後、【積立系統】に記載のとおり積立金等残高が減少傾向にあるものの、篠山再生計画等に基づき、引き続き投資的経費及び起債の抑制に努めていることや、近年は臨財債が大幅に減少していることなどから、地方債現在高は減少傾向にあり、実質債務も減少している。

そのため、令和6年度において実質債務月収倍率は6.6月まで低下し、引き続き当方の基準値を下回っていることから、債務高水準に該当していない。

【今後の見通し】

○計画名

「丹波篠山市財政持続的発展計画」(令和6年3月策定、計画期間:令和5年度～令和14年度)

○財務指標の見通し

財務指標	R6年度	R14年度	主な変動要因	R6との比較
債務償還可能年数	7.1年	9.1年	地方債の償還が進むことにより実質債務が減少するものの、地方交付税の減少等により行政経常収支が減少する見通しであるため。	悪化 (長期化)
実質債務月収倍率	6.6月	6.0月	地方債の償還が進むことにより実質債務が減少する見通しであるため。	良化 (低下)
積立金等月収倍率	2.5月	2.6月	公債費等の減少に伴う収支余剰を財政調整基金に積み立てるものの、減債基金や地域振興基金等を取り崩すため、積立金等残高は減少する見通しである。しかしながら、地方交付税の減少等により行政経常収入が減少する見通しであるため。	良化 (積立低水準)
行政経常収支率	7.7%	5.5%	公債費に係る基準財政需要額の減少による地方交付税の減少のほか、人口減による個人住民税等の減少により、行政経常収支が減少する見通しであるため。	悪化 (積立低水準)

【その他(留意点等)】

1, 下水道事業会計に対する繰出額について

貴市では、生活排水処理施設の整備を主要政策として位置付け、多額の建設投資により下水道整備を進め、その財源として起債をしたことから、償還額が多額となっている。その結果、下水道事業会計(以下「同会計」という。)に対する繰出比率が6.0%を上回っているほか、人口一人当たりの繰出額が類似団体平均(以下「類団平均」という。)を大きく上回るなど、同会計に対する繰出額が高い水準で推移している。

今後は、下水道の面的整備の完了に伴い、下水道施設の運営費や改修・更新等、下水道事業に必要な維持管理費が増加することが見込まれる。そうした中、貴市では、健全な下水道事業の運営を図るため、処理区を27か所から11か所に統合する予定であり、当該施設の統廃合等の取組を通じて、管理経費や将来の更新費用を抑制することに加え、資本費平準化債を可能な限り発行することで、使用者、受益者負担の平準化を図りつつ、基準外繰出金の抑制に努めるとしている。

その結果、同会計に対する繰出額の減少が見込まれるものの、今後においても、引き続き、その繰出額の推移や普通会計に与える影響について留意されたい。

【参考】

- ・令和6年度の同会計に対する繰出比率：6.2%
- ・比較可能な令和5年度の人口一人当たり類団平均との比較及び順位：
貴市 35.47千円 類団平均 15.52千円 124位/132団体(都市I-1)

2, 今後の財政運営について

貴市では、【今後の見通し】に記載のとおり、行政経常収支の減少や積立金等残高の減少等により、行政経常収支率や積立金等月収倍率がいずれも当方の基準値未満となることから、依然として積立低水準に該当する見込みである。

そのような見込みの中、支出面では、「丹波篠山市財政持続的発展計画」において、物件費や人件費の減少を見込んでいるものの、足元の物価高騰や賃金上昇が反映されていないことから、これらを反映した場合には物件費や人件費が増加し、行政経常収支及び行政経常収支率がさらに悪化する可能性がある。

また、財政調整基金について増加を見込んでいるものの、積立原資となる行政経常収支の悪化に伴いその見込み通りとならず、積立金等月収倍率がさらに悪化することも考えられる。

上記の状況を踏まえ、貴市では、実態に即した収支計画の見直しに取り組んでいるところであるが、今後は、見直し後の収支計画に基づき、各種取組等を着実に実行することで、目標とする収支均衡(一般財源ベースでの歳入歳出差引額の黒字化)や一定の財政調整基金残高の確保を図るなど、中長期的に持続可能な財政運営に努められたい。

●計数補正（平成29年度以降において補正のあった科目・指標のみ記載）

債務償還能力及び資金繰り状況を評価するに当たっては、ヒアリングを踏まえ、以下の計数補正を行っている。

（単位：百万円）

No.	補正科目	年度	増減金額	補正理由
1	国（県）支出金等	R2	▲ 4,101	特別定額給付金事業費補助金は、臨時のかつ多額な収入であるため、行政経常収入から行政特別収入に補正する。
	行政特別収入	R2	4,101	
2	補助費等	R2	▲ 4,101	特別定額給付金事業費は、臨時のかつ多額な支出であるため、行政経常支出から行政特別支出に補正する。
	行政特別支出	R2	4,101	

○財務指標への影響

実質債務月収倍率

年度	計数補正前	計数補正後
R2	7.4月	8.7月

積立金等月収倍率

年度	計数補正前	計数補正後
R2	3.1月	3.0月

行政経常収支率

年度	計数補正前	計数補正後
R2	9.7%	7.6%